

独法通則法のルール  
（目的、目標、評価、業務運営、  
財務会計、人事管理等に関するもの）  
総務大臣

別法の定めるルール  
（目標、評価、業務運営等に関するもの）

内閣総理大臣 + 総務大臣

独立行政法人

単年度管理型の法人

中期目標管理型の法人

「特定国立研究開発法人」（仮称）

（目的、業務運営、（目標、評価等）  
財務会計等）

「国立研究開発法人」

ü 目標、評価等に関する  
国家戦略の見地からの  
総合科学技術・イノベー  
ション会議の関与

ü 卓越した研究者が最大  
限能力を発揮できるよ  
うな措置 等

国家戦略に基づき、  
国際競争の中で、**科学技術イノベーション**  
の基盤となる世界  
トップレベルの成果を  
生み出すことが期待  
される法人

本制度は骨太の方針、日本再興戦略等、**累次の閣議決定で早期創設**が求められてきた。

# 特定国立研究開発法人（仮称）の考え方の改訂（案）

## 特定国立研究開発法人（仮称）の考え方（第118回総合科学技術会議（平成26年3月））

### （1）総合的に検討すべき要素

国家戦略上の重要性が高いこと、世界最高水準の研究開発活動の蓄積、多様で優れた人的資源、成果の社会経済への貢献に向けた取組、成果最大化に向けた研究開発体制

### （2）選定の条件

研究成果の質、研究分野の広がり、研究成果の実用化、自ら主体的に創造的な研究開発活動を行うことを主たる業務とした国立研究開発法人

「特定国立研究開発法人」（仮称）の法人候補として、**理化学研究所**と**産業技術総合研究所**を選定

## 新たな考え — 改訂のポイント —

- 我が国全体の成長、競争力の向上につなげるため、**総合的な研究機関に加え、我が国が優位にある分野で卓越した研究機関も対象**とする。

### 総合的な研究機関

〔理化学研究所、  
産業技術総合研究所〕

- 論文の被引用数の総合順位：  
20位程度\* \* 大学等を除く
- 論文の被引用数の分野別の順位：  
全22分野中3分野で100位程度以内\* \* 大学等を含む

又は

### 特定分野で卓越した研究機関

〔物質・材料研究機構〕

- 論文の被引用数の分野別の順位：  
全22分野中**1分野で10位程度以内**\* \* 大学等を含む

改訂による追加

- 国際特許出願件数の順位：20位程度
- 産業界との共同研究、技術移転等その成果の実用化への橋渡し